

令和4年第4回

小松市議会定例会議案

(その2)

令和4年(2022年)8月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第43号	令和4年度小松市一般会計補正予算(第5号) ……………	1
議案第44号	令和4年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) ……………	7
議案第45号	令和4年度小松市産業団地事業特別会計補正予算(第1号) ……………	11
議案第46号	令和4年度小松市水道事業会計補正予算(第1号) ……………	15
議案第47号	令和4年度小松市下水道事業会計補正予算(第1号) ……………	17
議案第48号	小松市観光交流センター条例について……………	21
議案第49号	小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例について……………	29
議案第50号	小松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につ いて……………	31
議案第51号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	69
議案第52号	石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例について……………	99
議案第53号	小松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	101
議案第54号	小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正す る条例について……………	103
議案第55号	小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例につい て……………	107
議案第56号	工事請負契約の一部変更について……………	113
議案第57号	工事請負契約の一部変更について……………	115
議案第58号	工事請負契約の一部変更について……………	117
議案第59号	財産の取得について……………	119
議案第60号	専決処分の承認を求めることについて……………	121
議案第61号	令和3年度小松市歳入歳出決算の認定について……………	135
議案第62号	令和3年度小松市公営企業会計決算の認定について……………	137

議案第63号	令和3年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について……	139
報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……	141
報告第13号	地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について……	143
報告第14号	地方独立行政法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標に係る業務実績に関する評価結果の報告について……	145
報告第15号	法人の経営状況の報告について……	147

議案第43号

令和4年度小松市一般会計補正予算 (第5号)

令和4年度小松市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,980,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,180,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	116,559	2,400	118,959
	1 分担金	12,600	2,400	15,000
16	国庫支出金	9,596,527	897,555	10,494,082
	1 国庫負担金	5,475,613	531,725	6,007,338
	2 国庫補助金	4,067,247	365,830	4,433,077
17	県支出金	4,152,120	36,627	4,188,747
	2 県補助金	1,051,651	36,627	1,088,278
19	寄附金	305,201	22,930	328,131
	1 寄附金	305,201	22,930	328,131
20	繰入金	1,472,058	211,000	1,683,058
	1 基金繰入金	1,423,683	211,000	1,634,683
21	繰越金	34,249	117,218	151,467
	1 繰越金	34,249	117,218	151,467
22	諸収入	979,631	8,000	987,631
	3 貸付金元利収入	110,667	6,000	116,667
	4 雑入	848,955	2,000	850,955
23	市債	4,332,700	684,400	5,017,100
	1 市債	4,332,700	684,400	5,017,100
	歳 入 合 計	49,200,250	1,980,130	51,180,380

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,353,457	58,800	3,412,257
	1 総務管理費	2,602,050	28,800	2,630,850
	3 戸籍住民基本台帳費	207,045	30,000	237,045
3	民生費	17,508,243	64,500	17,572,743
	1 社会福祉費	7,828,445	64,500	7,892,945
4	衛生費	3,355,108	380,100	3,735,208
	1 保健衛生費	1,246,844	356,000	1,602,844
	2 環境対策費	1,447,289	10,100	1,457,389
	3 水道費	28,889	14,000	42,889
6	農林水産業費	1,049,760	52,000	1,101,760
	1 農業費	718,506	52,000	770,506
7	商工費	1,612,355	174,000	1,786,355
	1 商工費	1,612,355	174,000	1,786,355
8	土木費	7,085,238	11,500	7,096,738
	5 下水道費	2,230,868	4,500	2,235,368
	6 飛行場費	470,651	7,000	477,651
9	消防費	1,630,668	24,300	1,654,968
	1 消防費	1,630,668	24,300	1,654,968
10	教育費	7,288,339	41,230	7,329,569
	1 教育総務費	844,416	6,230	850,646
	4 高等学校費	651,605	100	651,705
	5 社会教育費	1,451,489	29,600	1,481,089
	6 保健体育費	1,511,397	5,300	1,516,697
11	災害復旧費	250,501	1,173,700	1,424,201
	1 公共土木施設災害復旧費	70,001	613,700	683,701
	2 農林水産施設災害復旧費	170,000	560,000	730,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	歳 出 合 計	49,200,250	1,980,130	51,180,380

第2表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
シルバー人材センター施設整備費	10,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
耐震性貯水槽設置費	14,000			
小松駅高架下観光交流施設整備費	48,000			
現年発生林業施設災害復旧費	132,100			
現年発生道路災害復旧費	145,400			
現年発生河川水路災害復旧費	210,000			
計	559,500			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良費	29,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	34,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
現年発生農業施設災害復旧費	53,500				173,200			
計	4,332,700				4,457,600			

令和4年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第1号）

令和4年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,321千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,361,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,278,556	2,260	2,280,816
	1 国庫負担金	1,746,692	2,260	1,748,952
8	繰越金	1	34,061	34,062
	1 繰越金	1	34,061	34,062
	歳 入 合 計	10,325,300	36,321	10,361,621

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	9,751,000	0	9,751,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,744,000	0	9,744,000
7	諸支出金	50,626	36,321	86,947
	1 償還金及び還付加算金	2,251	36,321	38,572
歳 出 合 計		10,325,300	36,321	10,361,621

令和4年度小松市産業団地事業特別会
計補正予算（第1号）

令和4年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,837,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	8,000	34,000	42,000
	1 一般会計繰入金	8,000	34,000	42,000
	歳 入 合 計	1,803,000	34,000	1,837,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	産業団地造成費	80,000	34,000	114,000
	1 団地造成費	80,000	34,000	114,000
	歳 出 合 計	1,803,000	34,000	1,837,000

議案第46号

令和4年度小松市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度小松市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入，支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,705,400千円	14,000千円	2,719,400千円
第2項 営業外収益	314,563千円	14,000千円	328,563千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,344,100千円	17,000千円	2,361,100千円
第1項 営業費用	2,237,333千円	17,000千円	2,254,333千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「878,400千円」を「884,400千円」に，過年度分損益勘定留保資金「60,032千円」を「180,926千円」に，当年度分損益勘定留保資金「531,405千円」を「369,894千円」に改め，現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「56,963千円」を「103,580千円」に改め，資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	305,600千円	36,500千円	342,100千円
第2項 企業債	13,300千円	26,500千円	39,800千円
第4項 補助金	0千円	10,000千円	10,000千円

	支	出	
第1款 資本的支出	1,184,000千円	42,500千円	1,226,500千円
第1項 建設改良費	939,898千円	42,500千円	982,398千円

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(補正前)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道 事業債	13,300	普通貸借 又は証券 発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	13,300			

(補正後)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道 事業債	29,800	普通貸借 又は証券 発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
災害復旧 事業債	10,000			
計	39,800			

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「18,652千円」を「32,652千円」に改める。

議案第47号

令和4年度小松市下水道事業会計補正 予算（第1号）

第1条 令和4年度小松市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	4,051,100千円	4,500千円	4,055,600千円
第2項 営業外収益	1,365,938千円	4,500千円	1,370,438千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,980,700千円	6,000千円	3,986,700千円
第1項 営業費用	3,350,067千円	6,000千円	3,356,067千円

第3条 予算第4条本文括弧書中過年度分損益勘定留保資金「416,759千円」を「410,127千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,358,755千円」を「1,327,078千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「61,766千円」を「100,095千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	

第1款 資本的収入	3,096,900千円	99,000千円	3,195,900千円
第1項 企業債	2,409,700千円	54,500千円	2,464,200千円
第2項 国庫補助金	170,700千円	44,500千円	215,200千円

支 出

第1款 資本的支出	4,934,200千円	99,000千円	5,033,200千円
第1項 建設改良費	949,147千円	99,000千円	1,048,147千円

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(補正前)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	679,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
流域下水道事業債	21,800			
農業集落排水事業債	11,700			
下水道事業借換債	515,000			
資本費平準化債	1,008,300			
下水道事業特例債	173,700			
計	2,409,700			

(補正後)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	693,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
流域下水道事業債	21,800			
農業集落排水事業債	21,700			
下水道事業借換債	515,000			
資本費平準化債	1,008,300			
下水道事業特例債	173,700			
災害復旧事業債	30,500			
計	2,464,200			

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額

「244,333千円」を「248,833千円」に補正する。

議案第48号

小松市観光交流センター条例について

小松市観光交流センター条例を次のように制定する。

小松市観光交流センター条例

(設置)

第1条 地域資源の情報を発信するとともに広域連携による交流を推進することにより関係人口の拡大を図り、もって本市の観光及び産業の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、小松市土居原町13番地18に小松市観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）を設置する。

(施設)

第2条 観光交流センターに次の施設を置く。

- (1) 観光案内施設
- (2) ワークラウンジ
- (3) 情報ラウンジ

2 情報ラウンジにギャラリー及びホールを置く。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、観光交流センターは、次の事業を行う。

- (1) 本市等の地域資源に関する情報を発信する事業
- (2) 広域連携により人・モノ・情報の交流を推進する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 観光交流センターの開館時間は、午前7時から午後10時までとし、観光交流センターの休館日は、設けない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に観光交流センターの開館時間を変更し、又は休館することができる。この場合において、市長は、その旨を掲示その他の方法により周知するものとする。

(使用の承認)

第5条 ワークラウンジを使用し、又は情報ラウンジを専用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、使用許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 市長は、使用の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 観光交流センターの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、当該使用を停止させ、又は当該使用許可の条件を変更することができる。

(1) 第5条第2項の条件に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 使用の申請に偽りがあったとき。

2 前項の規定により使用許可の取消し、使用の中止、又は使用許可の変更に
より使用者に損害が生じた場合においても、市長はその賠償の責めを負わ
ない。

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可を受けた次の施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。

(1) ワークラウンジ 別表第1

(2) 情報ラウンジ 別表第2

2 使用料は、使用許可の際、前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を後納させることができる。

3 ワークラウンジ及び情報ラウンジ（以下「ワークラウンジ等」という。）の附属設備、備品等の使用料は、規則で定める。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不返還）

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由によりワークラウンジ等又はその附属設備を使用することができないとき。

(2) 使用者が、使用の日の10日前までに使用許可を受けた事項の変更を申請して市長が許可したとき又は使用の取りやめを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（特別の設備の制限）

第11条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合に要する費用は、使用者において負担しなければならない。

（原状回復）

第12条 使用者は、ワークラウンジ等若しくはその附属設備の使用を終えたとき又は第7条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長の

承認を受けたときは、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、観光交流センターへの入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 観光交流センターの施設若しくはその附属設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、観光交流センターの管理上支障があると認められる者

(販売行為等の禁止)

第15条 何人も、市長の許可なく観光交流センターの敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害の賠償)

第16条 観光交流センターの施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、市長の認定に基づき、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に観光交流センターの管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条から第15条まで（第13条を除く。）の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 観光交流センターの使用許可に関すること。
- (3) 観光交流センターの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(利用料金の收受等)

第19条 市長は、第17条の規定により指定管理者に観光交流センターの管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
(本市の免責)

第20条 本市は、この条例の規定に基づく処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責を負わない。
(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 観光交流センターの利用に係る手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第8条関係)

利用区分	単位			
	1月	1日	4時間	2時間

大人	15,000 円	1,500 円	1,000 円	500 円
高校生以下	5,000 円	750 円	500 円	250 円
法人	30,000 円			

備考

- この表において「大人」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者のうち、「高校生」（高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれらに準じる者をいう。）以外の者をいう。
- この表において「高校生以下」とは、3歳以上の者で、「大人」以外の者をいう。
- この表において「法人」とは、民法（明治29年法律第89号）その他の法令で法人格を与えられたものをいう。
- 2時間以内の利用は2時間、2時間を超え4時間未満の場合は4時間、4時間を超える場合は1日の使用料とする。

別表第2（第8条関係）

施設区分	使用時間の区分			
	午前 (午前7時から 正午まで)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後6時 から午後10 時まで)	全日 (午前7時 から午後10 時まで)
ギャラリー	500 円	800 円	1,000 円	1,900 円
ホール	4,900 円	9,800 円	11,200 円	22,400 円

備考

- ギャラリーの専用利用の単位は、稼動間仕切りで区画される2区画のうちの1区画当たりとする。
- 使用時間が午前、午後、夜間及び全日の時間に満たない場合の使用料は、当該午前、午後、夜間又は全日の使用料とする。
- 使用時間が午前及び午後、又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料は、各使用区分の使用料の額の合計額とする。

- 4 使用区分以外の時間に使用する場合（備考2に規定する場合を除く。）の使用料は、1時間につき、その使用が午前6時から午前7時までのときは午前の、正午から午後1時まで、又は午後5時から午後6時までのときは午後の、午後10時から翌日の午前6時までのときは夜間の、それぞれの使用料の額を使用時間で除して得た額の100分の120に相当する額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその全時間が1時間未満であるときは、その端数時間又は全時間が30分以上であるときはこれを1時間に切り上げ、30分未満であるときはこれを切り捨てる。
- 5 使用者が、準備等のために施設を使用する場合の使用料は、使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 使用者が、営業その他これに類する目的をもって施設を使用する場合の使用料は、使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 7 この条例又はこの条例に基づく諸規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

議案第49号

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成30年小松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「,7,560円」を「,7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第50号

小松市職員の定年等に関する条例等の 一部を改正する等の条例について

小松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

小松市職員の定年等に関する条例等の一部を 改正する等の条例

(小松市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 小松市職員の定年等に関する条例（昭和58年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項，第22条の5第1項，第28条の2，第28条の5，第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に、「ついて」を「関し」に改め，同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生じる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1

項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)とする。

- (1) 小松市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年小松市条例第5号)第18条の2第1項に規定する職
- (2) 小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松市条例第42号)第14条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管

理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特

別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規

定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。),又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは,市長の承認を得て,延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は,前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には,あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は,第9条の規定により異動期間を延長した場合において,当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは,他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は,年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を,従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により,短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が,常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし,年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が,常

時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、小松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年小松市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の小松市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで

65年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の小松市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項から第5項までの規定中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を削る。

第5条の2第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該定

年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2第2項中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第10条の3第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項本文中「場合は」を「場合には」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の6第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の3第1項中「第9条」を「第5条、第9条」に、「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第9条から第10条の2まで、第18条、第18条の3及び第18条の5の規定

は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第21条第1項ただし書及び附則第12項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

21 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 小松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年小松市条例第 号）第1条の規定による改正前の小松市職員の定年等に関する条例（昭和58年小松市条例第2号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 小松市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 小松市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において

「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による

給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

28 育児短時間勤務職員等に対する附則第21項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

」に

改める。

別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

再任用職員		234,600	275,000	303,700	331,900	416,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
	234,600	275,000	303,700	331,900	416,200

」に

改める。

別表第3ア中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

」に

改める。

別表第3イ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給						
	料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	188,	215,	243,	256,	282,	322,	365,
	700	300	500	900	100	800	000

」に

改める。

別表第3ウ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

再任用		235,	255,	262,	272,	289,	326,
職員		100	400	600	800	100	200

」を

「

定年前再任用短 時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,	255,	262,	272,	289,	326,
	100	400	600	800	100	200

」に

改める。

別表第4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

再任用		201,	241,	255,	288,	315,	356,
職員		500	000	300	400	100	800

」を

「

定年前再任用短 時間勤務職員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 201, 500	円 241, 000	円 255, 300	円 288, 400	円 315, 100	円 356, 800

」に

改める。

(小松市職員退職手当条例の一部改正)

第3条 小松市職員退職手当条例(昭和30年小松市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「(1月間の日数(小松市の休日を定める条例(平成2年小松市条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、当該」を「職員が当該」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準じるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項

の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

(小松市職員退職手当条例の一部改正)

第4条 小松市職員退職手当条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「定める額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号、第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第20項まで」を加える。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第15項」を加える。

附則第6項中「第5条」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則に次の9項を加える。

- 12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。
- 13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第13項」とする。
- 14 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 小松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年小松市条例第 号）第1条の規定による改正前の小松市職員の定年等に関する条例（昭和58年小松市条例第2号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員
- 15 小松市一般職の職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第14項各

号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第14項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 17 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第14項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第14項第1号に掲げる職員	65歳
附則第14項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢

- 18 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5

条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第17項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年小松市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第6条中「法」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、法」に改める。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年小松市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）」を「その発令の日に受ける給料月額」に改め、「基本報酬」の次に「。以下同じ。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減じる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減じるものとする。

（小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第7条 小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（小松市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第8条 小松市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年小松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(小松市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第9条 小松市職員の育児休業に関する条例（平成4年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア^ア中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

ア その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下このアにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされ

た日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤

職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日
が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日
)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたこと
がない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「養育するため、非常勤職員が当該子の
1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの
条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業
をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了
後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又
は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をし
ようとする場合であつて、次の各号」を「養育する非常勤職員が、次の各号
に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当
して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当する
ときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事
情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条
中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加え
る。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員
の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して
地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末
日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業
をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期
間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4
」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を

「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。
第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

(小松市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第10条 小松市職員の育児休業に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小松市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 小松市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一

部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年小松市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 小松市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第12条 小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第13条 小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年小松市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第11条第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（小松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第14条 小松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（小松市職員の再任用に関する条例の廃止）

第15条 小松市職員の再任用に関する条例（平成21年小松市条例第31号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中小松市職員退職手当条例第2条第2項並びに第10条第2項及び第11項第5号の改正規定並びに第9条、附則第35項並びに第36項及び第40項の規定 令和4年10月1日

(2) 第3条中小松市職員退職手当条例第10条第4項の改正規定並びに附則第11項の改正規定並びに附則第27項及び第38項の規定 公布の日

（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例第1条の規定による改正前の小松市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例第1条の規定による改正後の小松市職員の定年等に関する条例（以下次項から第26項まで「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例

第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、第5項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項、附則第16項及び第17項において同じ。）における第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず

，組合における附則第5項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間，任命権者は，附則第14項の規定によるほか，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，組合における附則第6項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては，附則第7項から第9項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は，次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は，前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は，次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項、次項及び附則第25項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日

の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

28 暫定再任用職員の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される小松市一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

29 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第

1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

30 暫定再任用短時間勤務職員（附則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される小松市一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例第2条の規定による改正後の小松市一般職の職員の給与に関する条例（以下次項及び附則第33項において「新給与条例」という。）第13条第2項及び第4項の規定を適用する。

32 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

33 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの

規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。

)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

34 小松市一般職の職員の給与に関する条例第5条、第9条から第10条の2まで、第18条、第18条の3及び第18条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(小松市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

35 この条例第3条の規定による改正後の小松市職員退職手当条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

36 小松市職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和37年小松市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新条例第2条第2項」を「小松職員退職手当条例第2条第2項」に、「, 新条例」を「, 同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第8項中「新条例」を「小松市職員退職手当条例」に改める。

37 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対するこの条例第4条の規定による改正後の小松市職員退職手当条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「要するもの(」とあるのは、「要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若し

くは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。」とする。

38 新条例第10条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準じるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

39 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の2、第5条の2及び第16条の規定は、適用しない。

（小松市職員の育児休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 附則第1条第2号に掲げる規定の施行日に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例第9条の規定による改正前の小松市職員の育児休業に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

41 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例第12条の規定による改正後の小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号。以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

42 暫定再任用職員は、この条例第13条の規定による改正後の小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

議案第51号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第40号の2中「第40号の4及び第78号の12から第78号の21までにおいて」を削る。

別表第68号中「第5項」を「第6項」に改める。

別表第68号の2中「第6項」を「第7項」に改める。

別表第73号の4中「第5項」を「第6項」に改める。

別表第73号の5中「第6項」を「第7項」に改める。

別表第78号の2から別表第78号の23を削除する。

別表第90号を別表第93号とし、別表第89号の次に次の22号を加える。

(90) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請の手数料。ただし、当該認定の申請に併せて長期優良住宅普及促進法第6条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる住宅を含む建築物の床面積に応じ、別表第37号に定める金額を加算する。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この号

及び次号において「確認書等」という。)を添付しない場合

区分	住宅を新築しようとするときの金額	住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行うときの金額
1戸建ての住宅	1戸につき 45,000円	1戸につき 68,000円
認定の対象となる戸数(以下この号及び次号において「認定対象戸数」という。)が1戸の長屋又は共同住宅(以下この号及び次号において「長屋等」という。)	1棟につき 45,000円	1棟につき 68,000円
認定対象戸数が2戸から5戸までの長屋等	1棟につき 110,000円	1棟につき 160,000円
認定対象戸数が6戸から10戸までの長屋等	1棟につき 170,000円	1棟につき 250,000円
認定対象戸数が11戸から30戸までの長屋等	1棟につき 340,000円	1棟につき 500,000円
認定対象戸数が31戸から50戸までの長屋等	1棟につき 600,000円	1棟につき 900,000円
認定対象戸数が51戸から100戸までの長屋等	1棟につき 1,000,000円	1棟につき 1,500,000円
認定対象戸数が101戸から200戸までの長屋等	1棟につき 1,900,000円	1棟につき 2,900,000円
認定対象戸数が201戸から300戸までの長屋等	1棟につき 2,700,000円	1棟につき 4,100,000円

認定対象戸数が301戸以上の 長屋等	1棟につき 3,300,000円	1棟につき 5,000,000円
-----------------------	---------------------	---------------------

イ 確認書等を添付する場合

区分	住宅を新築しよう とするときの金額	住宅を増築し、若しく は改築し、又は長期優 良住宅として維持保全 を行うときの金額
1戸建ての住宅	1戸につき 12,000円	1戸につき 18,000円
認定対象戸数が1戸の長屋等	1棟につき 12,000円	1棟につき 18,000円
認定対象戸数が2戸から5戸 までの長屋等	1棟につき 22,000円	1棟につき 33,000円
認定対象戸数が6戸から10戸 までの長屋等	1棟につき 36,000円	1棟につき 55,000円
認定対象戸数が11戸から30戸 までの長屋等	1棟につき 61,000円	1棟につき 91,000円
認定対象戸数が31戸から50戸 までの長屋等	1棟につき 97,000円	1棟につき 150,000円
認定対象戸数が51戸から100 戸までの長屋等	1棟につき 150,000円	1棟につき 220,000円
認定対象戸数が101戸から200 戸までの長屋等	1棟につき 250,000円	1棟につき 380,000円
認定対象戸数が201戸から 300戸までの長屋等	1棟につき 320,000円	1棟につき 480,000円
認定対象戸数が301戸以上の 長屋等	1棟につき 360,000円	1棟につき 550,000円

(90)の2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請の手数料。ただし、当該認定の申請に併せて長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該変更の認定の対象となる住宅を含む建築物の床面積に応じ、別表第37号に定める金額を加算する。

ア 確認書等を添付しない場合

区分	住宅を新築しようとするときの金額	住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行うときの金額
1戸建ての住宅	1戸につき 26,000円	1戸につき 38,000円
認定対象戸数が1戸の長屋等	1棟につき 26,000円	1棟につき 38,000円
認定対象戸数が2戸から5戸までの長屋等	1棟につき 59,000円	1棟につき 89,000円
認定対象戸数が6戸から10戸までの長屋等	1棟につき 96,000円	1棟につき 140,000円
認定対象戸数が11戸から30戸までの長屋等	1棟につき 180,000円	1棟につき 270,000円
認定対象戸数が31戸から50戸までの長屋等	1棟につき 330,000円	1棟につき 490,000円
認定対象戸数が51戸から100戸までの長屋等	1棟につき 570,000円	1棟につき 850,000円
認定対象戸数が101戸から200戸までの長屋等	1棟につき 1,000,000円	1棟につき 1,600,000円

認定対象戸数が201戸から 300戸までの長屋等	1棟につき 1,500,000円	1棟につき 2,200,000円
認定対象戸数が301戸以上の 長屋等	1棟につき 1,800,000円	1棟につき 2,700,000円

イ 確認書等を添付する場合

区分	住宅を新築しよう とするときの金額	住宅を増築し、若しくは 改築し、又は長期優良住宅として維持保全 を行うときの金額
1戸建ての住宅	1戸につき 9,000円	1戸につき 14,000円
認定対象戸数が1戸の長屋等	1棟につき 9,000円	1棟につき 14,000円
認定対象戸数が2戸から5戸 までの長屋等	1棟につき 17,000円	1棟につき 26,000円
認定対象戸数が6戸から10戸 までの長屋等	1棟につき 29,000円	1棟につき 43,000円
認定対象戸数が11戸から30戸 までの長屋等	1棟につき 46,000円	1棟につき 69,000円
認定対象戸数が31戸から50戸 までの長屋等	1棟につき 77,000円	1棟につき 120,000円
認定対象戸数が51戸から100 戸までの長屋等	1棟につき 120,000円	1棟につき 190,000円
認定対象戸数が101戸から 200戸までの長屋等	1棟につき 210,000円	1棟につき 310,000円
認定対象戸数が201戸から 300戸までの長屋等	1棟につき 260,000円	1棟につき 390,000円

認定対象戸数が301戸以上の 長屋等	1棟につき 290,000円	1棟につき 430,000円
-----------------------	-------------------	-------------------

(90)の3 長期優良住宅普及促進法第9条第1項及び第3項に規定する譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更認定申請の手数料 1件につき 6,000円

(90)の4 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請の手数料 1件につき 6,000円

(90)の5 長期優良住宅普及促進法第18条第1項に規定する建築物の容積率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

(91) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅であるものに限る。）。手数料は、評価の対象となる部分の床面積について算定する（以下この号から第91号の6までにおいて同じ。）。同法第54条第2項後段（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定より、当該計画認定申請又は当該計画変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による審査を申し出るときは、当該確認の対象となる部分を含む建築物の床面積に応じ、別表第37号に定める額を加算する。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関若しくは建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が都市低炭素促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この号から第91号の6までにおいて「適合証等」という。）を添付しない場合

(ア) 1戸建ての住宅

区分	金額
床面積が200平方メートル未満のもの	34,000円
床面積が200平方メートル以上のもの	38,000円

- (イ) 1戸建て住宅以外の住宅（以下この号及び第91号の4において「共同住宅等」という。）

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	69,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	110,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	200,000円
床面積が5,000平方メートル以上のもの	280,000円

- イ 適合証等を添付する場合

- (ア) 1戸建ての住宅 4,700円
 (イ) 共同住宅等

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
床面積が5,000平方メートル以上のもの	80,000円

- (91)の2 都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅以外の建築物（以下この号及び第91号の5において「非住宅建築物」という。）であるものに限る。）

- ア 適合証等を添付しない場合

- (ア) 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（

平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下第92号の4及び第92号の9において「基準省令」という。)に規定するモデル建築物を用いる方法(以下この号、第91号の5、第92号、第92号の2、第92号の4、第92号の7及び第92号の10において「モデル建物法」という。)によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	87,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	370,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	430,000円

- (イ) 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法(以下この号、第91号の5、第92号、第92号の2、第92号の4、第92号の7及び第92号の10において「標準入力法又は主要室入力法」という。)によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	230,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	280,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方	370,000円

メートル未満のもの	
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	640,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	760,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	870,000円

イ 適合証等を添付する場合

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

(91)の3 都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅の用途及び非住宅建築物の用途に供する建築物（以下この号及び第91号の6において「複合建築物」という。）であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合 第91号アに定める額と第91号の2アに定

める額を合計した額

イ 適合証等を添付する場合 第91号イに定める額と第91号の2イに定める額を合計した額

(91)の4 都市低炭素化促進法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合

(ア) 1戸建ての住宅

区分	金額
床面積が200平方メートル未満のもの	19,000円
床面積が200平方メートル以上のもの	21,000円

(イ) 共同住宅等

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	39,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
床面積が5,000平方メートル以上のもの	180,000円

イ 適合証等を添付する場合

(ア) 1戸建ての住宅 4,700円

(イ) 共同住宅等

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円

床面積が5,000平方メートル以上のもの	80,000円
----------------------	---------

(9)の5 都市低炭素化促進法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請の手数料（認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合

(ア) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	48,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	220,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	320,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	120,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	150,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上のもの	300,000円

メートル未満のもの	
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	390,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	460,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	530,000円

イ 適合証等を添付する場合

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

(91)の6 都市低炭素化促進法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請の手数料（認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合 第91号の4アに定める額と第91号の5アに定める額を合計した額

イ 適合証等を添付する場合 第91号の4イに定める額と第91号の5イに定める額を合計した額

(92) 建築物エネルギー消費性能向上法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）の手数料。ただし、法第35条第1項の規定による認定を受けた第92号の3に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第92号の11までにおいて同じ。）に係る手数料の金額は、ア及びイの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、第92号の4イに定める金額とする。

ア 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物（以下この号及び次号において「工場等」という。）であるもの

(ア) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	140,000円

特定建築行為に係る非住宅の床面積が 10,000平方メートル以上25,000平方メー トル未満のもの	180,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が 25,000平方メートル以上のもの	220,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平 方メートル以上1,000平方メートル未満のも の	31,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000 平方メートル以上2,000平方メートル未満の もの	43,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000 平方メートル以上5,000平方メートル未満の もの	100,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満 のもの	150,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が 10,000平方メートル以上25,000平方メー トル未満のもの	190,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が 25,000平方メートル以上のもの	230,000円

イ 建築物の用途が工場等以外であるもの

(ア) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

区分	金額

特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	370,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が25,000平方メートル以上のもの	430,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	280,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	370,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,000円

もの	
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	640,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	760,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が25,000平方メートル以上のもの	870,000円

(92)の2 建築物エネルギー消費性能向上法第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性変更判定の手数料又は建築物エネルギー消費性能向上法施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付手数料。ただし、法第36条第1項に規定する認定を受けた第92号の3に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係る手数料の金額は、ア及びイの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、第92号の7に定める金額とする。

ア 建築物の用途が工場等であるもの

(ア) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	21,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	32,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000	87,000円

平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が25,000平方メートル以上のもの	210,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	24,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	140,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円

特定建築行為に係る非住宅の床面積が 25,000平方メートル以上のもの	210,000円
--	----------

イ 建築物の用途が工場等以外であるもの

(ア) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	220,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が25,000平方メートル以上のもの	320,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	150,000円

特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	390,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	460,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が25,000平方メートル以上のもの	530,000円

(92)の3 建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号から第92号の5までにおいて「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)の認定申請(次号及び第92号の5において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請」という。)の手数料(住宅認定)。ただし、手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とし、当該認定の申請に併せて建築物エネルギー消費性能向上法第35条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、別表第37号に定める金額を加算する(以下この号から第92号の8までにおいて同じ。)

ア 登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項各号に掲げる基準(次号及び第92号の5において「建築物エネルギー消費性能誘導基準等」という。)に適合することを証する書面又は設計住宅性能評価書

(以下この号及び第92号の6において「住宅誘導基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合

区分	金額
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のもの	34,000円
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のもの	38,000円
長屋又は共同住宅その他の1戸建ての住宅以外の住宅(以下この号, 第92号の6及び第92号の7において「共同住宅等」という。)の床面積が300平方メートル未満のもの	69,000円
共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	110,000円
共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	200,000円
共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの	280,000円

イ 住宅誘導基準適合証等のいずれかを添付する場合

区分	金額
1戸建ての住宅	4,700円
共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの	80,000円

上のもの

(92)の4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料（非住宅建築物認定）

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面（以下の号及び第92号の7において「非住宅建築物誘導基準適合証」という。）を添付しない場合

(ア) 評価方法の全部が基準省令に規定するモデル建物法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	87,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	370,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	430,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	230,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	280,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方	370,000円

メートル未満のもの	
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	640,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	760,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	870,000円

イ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付する場合

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

(92)の5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料（複合建築物認定）

ア 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面（以

下この号及び第92号の8において「複合建築物誘導基準適合証」という。)を添付しない場合 第92号の3アに定める額と第92号の4アに定める額を合計した額

イ 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合 第92号の3イに定める額と第92号の4イに定める額を合計した額

(92)の6 建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請（次号及び第92号の8において「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請」という。）の手数料（住宅認定）

ア 住宅誘導基準適合証等のいずれも添付しない場合

区分	金額
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のもの	19,000円
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のもの	21,000円
共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの	39,000円
共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,000円
共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの	180,000円

イ 住宅誘導基準適合証等のいずれかを添付する場合

区分	金額
1戸建ての住宅	4,700円
共同住宅等の床面積が300平方メートル未満	9,300円

のもの	
共同住宅等の床面積が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	20,000円
共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以 上のもの	80,000円

(92)の7 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請の手数料（非住宅建築物認定）

ア 非住宅建築物誘導基準適合証を添付しない場合

(ア) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	48,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	63,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	86,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	160,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	220,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	260,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	320,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	120,000円

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	150,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	390,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	460,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	530,000円

イ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付する場合

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

(92)の8 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請の手数料（複合建築物認定）

ア 複合建築物誘導基準適合証を添付しない場合 第92号の6アに定める額と第92号の7アに定める額を合計した額

イ 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合 第92号の6イに定める額と第92号の7イに定める額を合計した額

(92)の9 建築物エネルギー消費性能向上法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合の認定申請（次号及び第92号の11において「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請」という。）の手数料（住宅認定）。ただし、手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。

ア 建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項に規定する建築物エネルギー性能向上計画認定の通知書（次号及び第92号の11において「性能向上計画認定通知書」という。）及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証（以下この号、次号及び第92号の11において「検査済証」という。）、登録住宅性能評価機関が当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能向上法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（次号及び第92号の11において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることを証する書面、都市低炭素化促進法第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知書（次号及び第92号の11において「低炭素認定通知書」という。）及び検査済証又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下この号において「住宅基準適合証等」という。）のいずれも添付しない場合

(ア) 評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める方法によるもの

区分	金額
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル	34,000円

未満のもの	
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のもの	38,000円
共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの	69,000円
共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	110,000円
共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	200,000円
共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの	280,000円

(イ) 評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2), ロ(2), イ(3)及びロ(3)に定める方法によるもの

区分	金額
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のもの	17,000円
1戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のもの	19,000円
共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの	33,000円
共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円
共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	100,000円
共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの	160,000円

イ 住宅基準適合証等のいずれかを添付する場合

区分	金額
1戸建ての住宅	4,700円
共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの	80,000円

(92)の10 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請の手数料（非住宅建築物認定）

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、建築物エネルギー消費性能向上法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証、性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証（以下この号において「非住宅建築物基準適合証等」という。）のいずれも添付しない場合

(ア) 評価方法がモデル建物法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	87,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000円

床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	370,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	430,000円

(イ) 評価方法が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	230,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	280,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	370,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	640,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	760,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	870,000円

イ 非住宅建築物基準適合証等のいずれかを添付する場合

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方	80,000円

メートル未満のもの	
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

(92)の11 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請の手数料（複合建築物認定）

ア 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面，性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証（以下この号において「複合建築物基準適合証等」という。）のいずれも添付しない場合 第92号の9アに定める額と第92号の10アに定める額を合計した額

イ 複合建築物基準適合証等のいずれかを添付する場合 第92号の9イに定める額と第92号の10イに定める額を合計した額

附 則

この条例は，令和4年10月1日から施行する。

議案第52号

石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例について

石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例

石川県こまつ芸術劇場条例（平成15年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「石川県こまつ芸術劇場「うらら」」を「石川県小松市團十郎芸術劇場うらら」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第53号

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第3項中「、法第13条第1項、令第8条から第12条まで」を「、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年8月4日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

議案第54号

小松市廃棄物の減量化及び適正処理等 に関する条例の一部を改正する条例に ついて

小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 の一部を改正する条例

小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年小松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 可燃ごみ 家庭系廃棄物のうち、可燃性の厨芥類、草木類若しくはプラスチック又は再資源化が困難なプラスチック製容器包装、紙類若しくは繊維類をいう。

第22条第5項中「第2項の規定により家庭系廃棄物を」を「第2項の規定により家庭系廃棄物のうち、可燃ごみを所定のごみ集積場に」に改め、「家庭系指定袋」を「小松市指定ごみ袋」に改める。

第25条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第35条関係）

区分	手数料
可燃ごみを定期的に収集し、	小松市指定ごみ袋

運搬し、処分する場合	ア 45リットル1枚につき 21円 イ 30リットル1枚につき 19円 ウ 20リットル1枚につき 15円 エ 12リットル1枚につき 10円
エコロジーパークこまつへ搬入される家庭系廃棄物を処分する場合	50キログラム以下 500円 50キログラムを超える10キログラムまでごとに102円を加算した額
エコロジーパークこまつへ搬入される事業系一般廃棄物を処分する場合	50キログラム以下 600円 50キログラムを超える10キログラムまでごとに120円を加算した額
大型ごみ（規則で定める品目に限る。）を個別収集、運搬及び処分する場合	規則で定める単位ごとに1,000円以下で規則で定める金額
犬、猫等の死体を処分する場合	1体につき 1,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第22条第5項の規定による市長が定める袋は、この条例の施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

（準備行為）

4 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第55号

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正
する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

種別	区分	使用料額
診断書	死亡診断書	1通につき 3,300円
	自動車損害賠償保障法の規定に基づく損害賠償額の支払の請求に必要なもの	1通につき 5,500円
	病院所定の書式によるもの及びこれに類するもの	1通につき 2,200円
	法令等に基づく請求に必要なもので市長が指定するもの	市長が定める額
	その他の書式によるもの	1通につき 3,300円
証明書	診療費納入証明書	1通につき 1,100円
	学校感染症に関わる証明書	1通につき 550円

	自動車損害賠償保障法の規定に基づく損害賠償額の支払の請求に必要な証明書	1 通につき 2,200円
	その他の証明書	通常なもの 1 通につき 1,650円 複雑なもの 1 通につき 3,300円
死体検案書		1 通につき 5,500円
診療券（プラスチックカードの再発行の場合に限る。）		1 枚につき 220円（助産に係る場合は、200円）
健康診断料	健康診断及び集団検診	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号。以下「厚生省告示」という。）を基礎に市長が定める額
予防接種料		厚生省告示を基礎に市長が定める額
特別施設利用料	特別室	1 日につき 13,200円 （助産に係る場合は、12,000円）
	1 人室 A	1 日につき 5,060円 （助産に係る場合は、4,600円）
	1 人室 B	1 日につき 3,850円

		(助産に係る場合は、 3,500円)
	1人室C	1日につき 2,750円 (助産に係る場合は、 2,500円)
分べん介助料	分べんが診療時間（休日等（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時30分までの間をいう。以下同じ。）内に行われた場合	1回につき120,000円 (多胎分べんの場合には、2児目から1人につき75,000円を加算した額)
	分べんが診療時間外（深夜（午後10時から翌日午前6時までの間をいう。以下同じ。）及び休日等を除く。）に行われた場合	1回につき130,000円 (多胎分べんの場合には、2児目から1人につき80,000円を加算した額)
	分べんが深夜又は休日等に行われた場合	1回につき140,000円 (多胎分べんの場合には、2児目から1人につき85,000円を加算した額)
非紹介患者等加算料	医師である保険医による初診の場合	7,700円（助産に係る場合は、7,000円）

	歯科医師である保険医による初診の場合	5,500円（助産に係る場合は、5,000円）
	医師である保険医による再診の場合	3,300円（助産に係る場合は、3,000円）
	歯科医師である保険医による再診の場合	2,090円（助産に係る場合は、1,900円）
特別長期入院料（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号。以下「告示第88号」という。）第4号に規定する者以外の者に係る特別長期入院料に限る。）	告示第88号第3号の規定により計算した入院期間が180日を超える入院患者	告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に相当する額に1.10を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。）（助産に係る場合は、告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。））
訪問看護に係るその他の使用料	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する訪問看護	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第2項の規定により、市長

		が別に定める額
	介護保険法に規定する訪問看護及び介護予防訪問看護	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第66条第2項及び第3項の規定により、市長が別に定める額

備考

- 1 非紹介患者等加算料の徴収については、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号若しくは第5号に規定する緊急その他やむを得ない事情がある場合又は保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第3項第2号に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当するものとして、市長が別に定める場合を除く。
- 2 「助産に係る場合」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合をいう。
- 3 この表の使用料及び手数料の額は、消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除き、同法の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

工事請負契約の一部変更について

令和3年第5回小松市議会定例会において議決された議決第69号「工事請負契約について」（小松市安宅新地区土地区画整理事業 造成工事（1工区））のうち、その一部を次のように変更する。

契約金額「金150,370,000円」を「金195,580,000円」に改める。

議案第57号

工事請負契約の一部変更について

令和3年第5回小松市議会定例会において議決された議決第70号「工事請負契約について」（小松市安宅新地区土地区画整理事業 造成工事（2工区））のうち、その一部を次のように変更する。

契約金額「金148,500,000円」を「金196,020,000円」に改める。

議案第58号

工事請負契約の一部変更について

令和3年第5回小松市議会定例会において議決された議決第71号「工事請負契約について」（小松市安宅新地区土地区画整理事業 造成工事（3工区））のうち、その一部を次のように変更する。

契約金額「金152,680,000円」を「金213,290,000円」に改める。

財産の取得について

小松市のスポーツ環境の整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 小松運動公園末広陸上競技場 公認更新備品 一式 |
| 2 取得する価格 | 金33,063,470円 |
| 3 契約の相手方 | 小松市園町ホ94-1
株式会社レンタ レンダスポーツ小松店
代表取締役 蓮田 和孝 |

議案第60号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 専決第2号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 専決第3号 | 令和4年度小松市一般会計補正予算（第2号） |
| 専決第4号 | 令和4年度小松市一般会計補正予算（第3号） |

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年7月19日

小松市長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和4年3月26日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金504,408円
- 3 事故の概要 令和4年3月26日午後3時30分頃、加賀市分校町ぬ112番地に市が設置していた観光案内看板が強風の影響で倒れ、駐車中の相手方車両に損傷を与えたもの。

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年8月4日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和4年度小松市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度小松市一般会計補正予算 (第2号)

令和4年度小松市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,577,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	7,760,000	112,000	7,872,000
	1 地方交付税	7,760,000	112,000	7,872,000
16	国庫支出金	9,335,777	145,000	9,480,777
	2 国庫補助金	3,806,497	145,000	3,951,497
17	県支出金	3,838,020	20,100	3,858,120
	3 県委託金	302,787	20,100	322,887
20	繰入金	1,332,058	80,000	1,412,058
	1 基金繰入金	1,283,683	80,000	1,363,683
21	繰越金	29,889	200	30,089
	1 繰越金	29,889	200	30,089
23	市債	4,195,100	5,000	4,200,100
	1 市債	4,195,100	5,000	4,200,100
	歳 入 合 計	48,214,950	362,300	48,577,250

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	17,189,943	24,300	17,214,243
	1 社会福祉費	7,824,245	4,200	7,828,445
	4 災害救助費	0	20,100	20,100
4	衛生費	3,037,108	318,000	3,355,108
	1 保健衛生費	1,208,844	38,000	1,246,844
	2 環境対策費	1,167,289	280,000	1,447,289
11	災害復旧費	1	20,000	20,001
	1 公共土木施設災害復旧費	1	20,000	20,001
	歳 出 合 計	48,214,950	362,300	48,577,250

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
6. 農水産業林費	1. 農業費	排水機場維持管理費	6,955

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年8月9日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和4年度小松市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度小松市一般会計補正予算 (第3号)

令和4年度小松市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,871,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17	県支出金	3,858,120	294,000	4,152,120
	3 県委託金	322,887	294,000	616,887
	歳 入 合 計	48,577,250	294,000	48,871,250

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	17,214,243	294,000	17,508,243
	4 災害救助費	20,100	294,000	314,100
	歳 出 合 計	48,577,250	294,000	48,871,250

議案第61号

令和3年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度小松市一般会計歳入歳出決算

令和3年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

令和3年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第62号

令和3年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度小松市水道事業会計決算

令和3年度小松市下水道事業会計決算

令和3年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第63号

令和3年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和3年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

554,870,628円

当年度純利益 423,552,865円

前年度繰越利益剰余金 31,317,763円

積立金の取崩し 100,000,000円

(減債積立金 40,000,000円, 建設改良積立金 40,000,000円,

震災対策積立金 20,000,000円)

2 未処分利益剰余金の処分

(1) 減債積立金への積立て 10,000,000円

(2) 建設改良積立金への積立て 200,000,000円

(3) 震災対策積立金への積立て 210,000,000円

(4) 資本金への組入れ 100,000,000円

3 翌年度繰越利益剰余金の額

34,870,628円

報告第12号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により，令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は，実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	11.9％
将来負担比率	118.8％

2 資金不足比率

（「－％」は，資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第13号

地方独立行政法人の業務実績に関する 評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 令和3年度 業務実績の評価

別冊のとおり

報告第14号

地方独立行政法人の中期目標期間の終了時に 見込まれる中期目標に係る業務実績に関する 評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標に係る業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 第1期中期目標期間終了時見込業務実績の評
価

別冊のとおり

報告第15号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和3年度公立大学法人公立小松大学決算 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(1) 事業実績の概要

完成年度を迎えた令和3年度は、公立小松大学として初めての卒業生を送り出した。4年生の卒業研究・論文指導、就職支援に力を入れるとともに、令和4年4月の大学院開設を目指して準備を進め、令和3年10月には、文部科学大臣より大学院サステイナブルシステム科学研究科設置認可を「可」とする旨の答申を受けた。また、新型コロナウイルスについては、感染症対策を徹底しながら、地元団体や企業・自治体と連携した本格的な学外実習を再開するなど、ウィズコロナにおける大学運営に教職員が一体となって取り組んだ。

教育では、全授業において学生に「授業評価アンケート」を実施し、本年度の授業満足度は5段階評価で平均4.26と高い評価を得た。4年生の卒業研究・論文、国家試験等では、担当教員が丁寧な指導・サポートを行い、保健医療学部では、看護師・保健師国家試験を受験した学生全員が合格し、合格率100%を達成した。また、臨床工学技士国家試験合格率は91.2%で、全国合格率80.5%を大きく上回った。

学生支援では、各学科に相談教員を配置し、学生との定期的な面談により、学修面・生活面の把握とサポートを行った。経済的支援については、授業料免除や奨学金申請のほか、国の給付金の周知・申請受付を積極的に行った。キャリアサポートセンターでは、学生のキャリア形成と就活支援のため、様々な企画を実施する中で、コロナ禍でも学生が孤立しないようにオンラインでの就活の交流会等も開催し、心理的なケアにも配慮した。キャリアサポートセンターと就職担当教職員一丸となって、学生の進路相談・対応にあたり、令和3年度卒業生の就職内定率は100%となった。

志願者募集では、高等学校進路指導教諭対象の説明会やオープンキャンパス、高校訪問など新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、北陸三県を中心に積極的に実施し、志願倍率は5.8倍となった。

研究、地域連携では、シーズ・ニーズマッチングシンポジウム、こまつ市民大学などを通じて、市民や地域社会への知の還元を図った。市民公開フォーラムは、大学院開設のキックオフフォーラムと位置づけ、「持続可

能性（サステナビリティ）」をテーマに開催した。また、教員の研究紹介に特化した広報誌「Tachyon Academia」第1号を発行し、研究内容・成果に関する情報を広く発信した。

国際交流では、新たに韓国の湖西大学校と大学間協定を締結し、交流協定は累計16件となった。長期交換留学については米国オースティン・ピー州立大学に学生1名（現地留学）、中国東南大学に学生1名（オンライン留学）の計2名を派遣し、中国常州大学の学生1名（オンライン留学）を受入れた。また、短期留学では、中国東南大学、ニュージーランドオークランド大学に学生20名（オンライン留学）を派遣した。昨年度に引き続き、オンラインを活用した協定校等との語学研修や交流会を積極的に実施した。

法人経営においては、大学院の開設に向け、栗津キャンパスでの大学院棟の建設、関係規則の制定、教員選考試験、各専攻入学者選抜試験などを行った。さらに、末広キャンパスでは、研究実験棟整備のため建設用地の購入、基本設計に着手するなど研究施設の整備を加速させた。

また、予算編成方針に基づき効果的な大学運営を行った結果、令和2年度決算において計上した当期総利益80,578,200円を目的積立金より取り崩し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てた。

(2) 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
Ⅰ 固定資産	3,167,619,149
有形固定資産	3,123,743,470
土地	335,790,000
建物	2,299,866,239
工具器具備品	214,504,544
図書	216,691,748
その他有形固定資産	56,890,939
無形固定資産	43,825,679
投資その他の資産	50,000
Ⅱ 流動資産	928,417,796
現金及び預金	908,981,959
未収入金及び前払費用	19,435,837
資 産 合 計	4,096,036,945
負債の部	
Ⅰ 固定負債	1,610,160,590
長期寄附金債務	509,537,703
長期リース債務	367,931,732
その他固定負債	732,691,155
Ⅱ 流動負債	299,292,327
寄附金債務	25,532,241
未払金等	152,612,699
その他流動負債	121,147,387
負 債 合 計	1,909,452,917
純資産の部	
Ⅰ 資本金	1,956,640,000
Ⅱ 資本剰余金	134,398,353
Ⅲ 利益剰余金	95,545,675
純 資 産 合 計	2,186,584,028

○資産 41億円（前期比 1億8千万円増）

主な増加要因▶ 土地 末広キャンパス研究実験棟の用地購入

建物 栗津キャンパス大学院棟の建設

その他有形固定資産 大学院（生産システム科学専攻）使用の機械装置の購入

無形固定資産 学務システムのバージョンアップ

現金及び預金 市からの運営費交付金、学納金等

○負債 19億1千万円（前期比 2億4千万円増）

主な増加要因▶ 資産見返負債 栗津キャンパス大学院棟建設等の固定資産の取得による増加

○純資産 21億9千万円（前期比 6千万円減）

主な減少要因▶ 資本剰余金 損益外減価償却による減少

(3) 損益計算書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	1,725,592,704
業務費	1,553,775,708
教育研究経費	497,898,504
受託研究等費	29,527,197
人件費	1,026,350,007
一般管理費	170,807,484
財務費用	1,009,512
II 臨時損失	314,040
費用合計	1,725,906,744
収益の部	
I 経常収益	1,740,560,179
運営費交付金収益	937,415,177
授業料等収益	687,876,400
受託研究等収益	27,907,748
寄附金収益	2,200,993
補助金等収益	2,458,153
雑益	32,525,579
その他経常収益	50,176,129
II 臨時利益	314,040
収益合計	1,740,874,219
当期純利益	14,967,475
目的積立金取崩額	80,578,200
当期総利益	95,545,675

○**経常費用** 17億3千万円（前期比 百万円減）

主な減少要因▶ **人件費** 教員の退職や退職引当金の引当額の減少

構成比率（主な科目）▶ 人件費59% 教育研究経費29% 一般管理費10%

○**経常収益** 17億4千万円（前期比 7千万円減）

主な減少要因▶ **運営費交付金収益** 運営費交付金を財源とする固定資産の購入による減少

構成比率（主な科目）▶ 運営費交付金収益54% 授業料等収益39%

○**当期純利益** 1千万円（前期比 7千万円減）

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益

主な減少要因▶ **運営費交付金収益** 運営費交付金を財源とする固定資産の購入による収益の減少

○**当期総利益** 1億円（前期比 1千万円増）

当期純利益に目的積立金取崩額を加えた利益

○公立大学法人の本務は中期目標、中期計画に示す教育・研究事業であり、会計制度は、大学の活動に要した経費を費用、活動のための財源を収益と位置づけ、損益均衡になる仕組みが取られている。昨年度に続き、経費の節減や自己収入の増加等の効率的な業務運営や経営努力を行い利益が生じた。

2 令和4年度公立大学法人公立小松大学事業予定

(1) 事業計画の概要

教育では、教育方法の更なる改善に努め、質の高い教育を展開するとともに、各学科において卒業研究、論文の作成に向けた支援を実施する。また、就職支援については、引き続きキャリアサポートセンターや各学科の就職担当教員が一体となって積極的な就職支援活動を展開する。

大学院については、複数教員による指導体制で、学術の理論及び応用を教授研究する。さらに、他専攻からのアドバイザー教員の配置により、分野横断的研究を推進する。また、令和6年度の大学院博士後期課程の設置に向け、設置認可申請の準備を進める。

社会人教育では、市民が学びに触れ、自らを豊かにする場としての機能を充実させるため、こまつ市民大学や社会人教育プログラム等を引き続き実施する。

研究では、研究環境の向上や独自の研究支援制度の拡充により、本学ならではの特色ある研究を推進する。また、企業等との共同研究及び受託研究の実施に向け、シンポジウム開催や各種広報媒体を活用し、研究力の発信を強化する。

国際交流では、グローバル人材養成のため、引き続き海外大学等との交流協定締結の拡大を図るとともに、長期・短期交換留学の促進、オンラインを活用した学生交流、研究者交流を積極的に展開する。

地域連携では、市民公開フォーラムやシーズ・ニーズマッチングシンポジウムの開催、産学官連携イベントへの出展をはじめ、学生と社会人の合同参加による「産学合同シリコンバレー研修」を引き続き実施し、地域課題の解決や地域社会の活性化に向けたプラットフォームづくりを推進する。

業務運営では、FD・SD研修等により教職員の資質・能力の向上を推進する。また、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向け、申請支援等の組織的な取り組みを推進するとともに、産官学連携のアプローチからも獲得増加を図る。

(2) 収支計画

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	1,958
業務費	1,509
教育研究経費	326
受託研究等費	22
人件費	1,161
一般管理費	363
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	86
II 臨時損失	0
費用合計	1,958
収益の部	
I 経常収益	1,958
運営費交付金収益	1,244
授業料等収益	575
受託研究等収益	23
財務収益	0
雑益	30
資産見返負債戻入	86
II 臨時利益	0
収益合計	1,958
当期純利益	0